

【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

|   |                          |                      |   |
|---|--------------------------|----------------------|---|
| 1 | 政策評価の対象とした<br>租税特別措置等の名称 |                      | 地域経済活性化支援機構の法人事業税の資本割に係る課税標準特例の延長<br>(地22)(法人事業税:義)<br><br>【新設・延長・拡充】   |
| 2 | 要望の内容                    |                      | 地域経済活性化支援機構(以下「当機構」という。)については、平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、資本金等の額を銀行法施行令で定める銀行の最低資本金の額(20億円)とする、法人事業税の資本割に係る課税標準の特例措置が講ぜられており、本件は当該措置の延長(当機構の業務完了により解散するまでの期間(最長34年度まで))を要望するもの(地方税法第72条の12第1項第1号、地方税法附則第9条第11項)。   |
| 3 | 担当部局                     |                      | 内閣府地域経済活性化支援機構担当室   |
| 4 | 評価実施時期                   |                      | 平成25年8月   |
| 5 | 租税特別措置等の創設<br>年度及び改正経緯   |                      | 前身の企業再生支援機構(以下「旧機構」という。)の創設に際して、平成20年度税制改正要望において本措置を初めて要望し、平成21年4月1日から旧機構の業務完了期限である26年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に関して、現行の特例措置が認められた(なお、平成25年度税制改正要望において、平成25年3月に改組した当機構にも引き続き適用されることになった)。<br>今回の要望は、実質的に1回目の延長要望である。  |
| 6 | 適用又は延長期間                 |                      | 当機構の業務完了により解散するまでの期間<br>(平成26年度～(最長)34年度)   |
| 7 | 必要性<br>等                 | ① 政策目的<br>及びその<br>根拠 | <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>平成25年1月11日に閣議決定された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」を受け、事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域経済活性化事業に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図るため、同年3月に旧機構の抜本的改組及び機能の拡充を行った。</p> <p>平成25年度税制改正要望において、旧機構が受けていた当該特例措置を引き続き当機構にも適用することが認められたが、その適用は平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限られている。今回延長の措置を講じることにより、当機構において、金融機関等から債権を買取る等の中で、再生計画を策定して債権放棄を行わせるという企業再生業務を円滑に行うことが可能となり、地域経済活性化支援業務の遂行上必要不可欠である。</p> <hr/> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>【緊急経済対策(平成25年1月11日閣議決定)】</p> <p>「地域の再生現場の強化や地域活性化に資する支援を推進するため、企業再生支援機構の「地域経済活性化支援機構」(仮称)への改組・機能拡充を行う。</p> |

|        |                     |   |
|--------|---------------------|---|
|        |                     | <p>このため、旧機構の名称変更、新規業務追加等を行う「株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律」(以下、「改正法」という。)を第183回通常国会に提出。平成25年2月に成立、同年3月に施行され、当機構が業務を開始した。</p>   |
|        | ② 政策体系における政策目的の位置付け | <p>【政策】 5. 経済財政政策の推進<br/> 【施策】 ⑤「地域経済活性化支援機構法」に基づく地域活性化事業等の推進</p>   |
|        | ③ 達成目標及び測定指標        | <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》<br/> 事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》<br/> 地域経済活性化支援機構による再生支援(決定)件数の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援決定件数:(平成25年7月末現在)<br/> 旧機構:28件(3年)、当機構:7件(4ヶ月)</li> </ul> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》<br/> 金融機関等から債権を買取る等の中で、再生計画を策定して債権放棄を行わせるという企業再生業務を円滑に行うことが可能となり、地域経済活性化に資する。</p>  |
| 8 有効性等 | ① 適用数等              | <p>今後、当機構で見込まれる支援件数は約101件。</p> <p>【算出方法】</p> <p>① 全体の支援件数実績(平成25年7月末現在)<br/> 旧機構:28件(3年)、当機構:7件(4ヶ月)</p> <p>② 今後、当機構で見込まれる支援件数<br/> 4ヶ月の実績7件より、年間では21件が見込まれるため、今後の総件数は、<math>21 \times 4 = 84</math>件</p> <p>※ 当機構への改組後、公表の原則非義務化、支援期間の延長に伴い、旧機構と比して多くの再生支援が見込まれる</p> <p>【参考】当機構が公表している現在調整中の案件について(H25.8.6 公表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ DD等事業者や金融機関と具体的な協議を行っている案件 : 24件</li> <li>・ 当機構と相談中で、金融機関等において調整中の案件 : 86件</li> </ul> <p>計: 110件</p> |
|        | ② 減収額               | <p>各年度44百万円の見込み。</p> <p>【算出方法】</p> <p>① 特例措置適用前<br/> 資本金額 23,084,800,000 円 × 税率(東京都)0.21% = 48,478,080 円</p> <p>② 特例措置適用後<br/> 資本金額 2,000,000,000 円 × 税率(東京都)0.21% = 4,200,000 円</p> <p>③ ① - ② = 44,278,080 円</p>  |

|    |                    |                      |  |
|----|--------------------|----------------------|--|
|    |                    |                      |  |
|    |                    | ③ 効果・達成目標の実現状況       | <p>《政策目的の実現状況》</p> <p>平成25年7月末までに、旧機構で28件、当機構で7件の再生支援決定を行い、17件の支援を完了しており、地域経済の活性化等に一定の役割を果たしている。しかしながら、地域経済が疲弊している現状や中小企業金融円滑化法終了にかかる対応の必要性に鑑みると、改正法により事業再生に関する制度改正や地域活性化に関する機能を拡充している等、当機構がより一層、事業再生や地域活性化の役割を果たしていくことが期待される。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》</p> <p>事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援を円滑化する税制上の措置を講ずることにより、当機構による再生計画策定支援件数が増加し、ひいては健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化につながると考えられる。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》</p> <p>当該特例措置は、旧機構及び当機構ともに、その業務を遂行するためには十分な財務基盤を有していることが望ましく、多額の資本金が必要となるが、資本金の全額が法人事業税の外形標準の対象となった場合、資本割による多額の税負担が生じることになり、業務遂行のための財務基盤が損なわれるおそれがある。</p> <hr/> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>延長の措置を講じることにより、金融機関等から債権を買取り、再生計画を策定して債権放棄を行わせるという企業再生業務を円滑に行うことが可能となり、地域経済活性化に資する。</p> |
| 9  | 相当性                | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等   | <p>延長の措置を講じることにより、金融機関等から債権を買取る等の中で、再生計画を策定して債権放棄を行わせるという企業再生業務を円滑に行うことが可能となり、地域経済活性化に資する。</p> <p>なお、東日本大震災事業者再生支援機構、整理回収機構などの公的な機構でも同様の措置が講じられている。</p>  |
|    |                    | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | 本措置を講じることにより、当機構において利益に関わりなく流れる租税公課が減額され、貸借対照表の純資産の部が改善し、財務基盤が維持・強化される。これは、利益に関わりなく流れる租税公課の分を事後的に追加出資や補助金等で手当てるよりも執行コストが小さく妥当である。  |
| 10 | 有識者の見解             |                      | —  |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 |                      | 今回が初めて   |

